健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八年　十月　二十八日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
浜通りクリニック	宇部市東藤曲二丁目五番二〇号	令和　八年　十二月　一日
あらい耳鼻咽喉科クリニック	防府市牟礼今宿一丁目五―三一	〃
医療法人社団　西岡医院	岩国市通津三七一五の二	〃
しまかぜ在宅支援診療所	大島郡周防大島町大字平野二七一番地一四	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八年　十月　二十八日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
医療法人信栄会　右田歯科医院	防府市大字新田七七五番地七	令和　八年　十二月　一日
花岡ファミリー歯科	下松市大字末武上一〇七七一一〇	令和　八年　十二月　十五日
廣實歯科医院	柳井市中央二丁目一番一八号	令和　八年　十二月　十一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八年　十月　二十八日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
サンドラッグ下関綾羅木薬局	下関市綾羅木新町三丁目二―一	令和　八年　十二月　一日
ニック薬局	宇部市大字西岐波二七五九番六	〃
有限会社あすなろ　のぞみ薬局	岩国市通津三七〇九	〃
室積薬局	光市室積大町二二番一六号	〃
きずな薬局	山陽小野田市大字津布田二五〇一―一	〃